

別表第十二 深夜営業等に関する規制基準(第百三十二条関係)

区域の区分		音源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域	
第一種区域	一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 AA地域 四 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面	四〇
第二種区域	一 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域であつて第一種区域に該当する区域を除く地域 二 第一種住居地域 三 第二種住居地域 四 準住居地域 五 無指定地域(第一種区域、第三種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。) 六 第一特別地域	四五
第三種区域	一 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であつて第一特別地域に該当する区域を除く地域 二 第二特別地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面	五〇
第四種区域	一 工業地域(第一特別地域及び第二特別地域に該当する区域を除く。) 二 第三特別地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面	五五
ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内(第一特別地域、第二特別地域及び第三特別地域を除く。)における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。		

備考 騒音の測定方法は、工場及び指定作業場の騒音に係る測定方法の例による。